

syousisenban.pdf

2010年12月12日(日)に開催された「全国LDの親の会」近畿ブロック会議議事録によると、「全国LDの親の会に対する業務妨害・名誉毀損の件」が報告されている。

業務妨害はおくとして「名誉毀損」とは穏当ではない。ところで「名誉毀損」と言うからには、少なくとも「名誉を毀損」されたという具体的な事実関係についての説明がされなければ、単なる「言いがかり」に過ぎない。

当事者の一方から「具体的な事実関係」についての指摘を求めているのに、2010年12月12日時点では半年近くも放置しているわけである。それどころか一年が経とうとしている現時点でも、一切の返答がない。

確たる証拠、根拠も無しに「ブロック会議」という公の場で「名誉毀損」呼ばわりする行為こそ「名誉毀損」になるのではないだろうか。正に天につばする行為であると言わざるを得ない。哀れみすら感ずる。

2011/05/24